

第1回広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例検討委員会 委員意見概要

【責務・役割について】

- ・この条例が、既存の法律に対してどういう関係にあるのかを整理した上で、それぞれの法律における条文の効力が及ぶ範囲をきちんと定義する必要がある。
- ・県条例の中で物事が進められていくのであれば、市町における施策の実施が努力義務という表現はおかしいのではないか。
- ・行政の施策について、義務と努力義務がどう違うのかはうまく定義できないのではないかと思われ、法律に基づいて条例を作るのであれば、全部義務にしても問題ないのではないか。

【自転車の安全で適正な利用について】

- ・ルールの遵守については、道路交通法その他の法律の中で明確に定められている事項までもが、努力義務であると誤解されないよう表現に注意が必要である。
- ・まずは安全な自転車の普及が必要であり、ブレーキ等の整備や保険も必要である。
- ・自転車で通勤するならヘルメットは必ず被らなくてはいけないなど、行政が見本を見せないでこの条例を作っても意味がないと思う。

【交通安全教育・情報提供について】

- ・他県からの観光客や外国人も条例の対象とする場合、言語の問題が発生する。交通安全教育や情報提供に関して、例えば努力義務を事業者に課すことになると、英語のパンフレットを作って説明することを求めるといったことがイメージされる。
- ・具体的な予算措置を伴う施策に繋がるのであれば、情報提供や交通安全教育など、既存の事業や関係団体との協調・分担を示すことで、この条例が何を目指しているのかということがよりはっきりすると思われる。
- ・小学校や幼稚園等での交通安全教室はあるが、大人に対する交通安全教室や講習がなかなかできないのが問題と思っており、県全体で大人に対する講習等ができるような体制が整えばいいなと考えている。

【損害保険加入義務について】

- ・罰則がないため、自転車保険に入らなくても過料や罰金を受けることはないが、入らなかった場合にどうなるか、また、努力義務の場合と義務の場合とでどう違うのか。県民の方に分かるように具体的に説明できるようにしておく必要がある。
- ・保険に関して、神戸の9500万という高額訴訟の後日談で、支払えず自己破産したという事例があり、保険加入の義務化には賛成だが、義務化に関してどのような施策が考えら

れるのか、他自治体の施策を参考にしてみてもどうか。

- ・罰則規定がないのは、被害者救済をするためにできるだけ多くの方に保険に入っていたきたいということなので、そういう面も考えていただきたい。
- ・自動車には自賠責保険という強制保険があり、車検と結びつけていることなどで保険加入を担保している。自転車保険加入の促進は、キャンペーンや広報だけだと、現実的に難しいのではという印象はあるが、やはり強制するまでは厳しいのかなと思う。
- ・ここで論議している自転車保険は、あくまでも損害賠償で、相手に対する賠償だけなので、自分が怪我した場合は対象にはならない。

【損害保険加入確認について】

- ・保険の加入確認について、事業者に対して自転車通勤をする従業員の保険加入を確認する努力義務が課されているのと同様に、学校に対しても自転車通学者の保険加入を確認する努力義務を課すほうがいいのではないか。
- ・学校では、自転車保険を推奨しているが、加入の確認はしていない。
多くの学校で、PTA等と一緒に、ブレーキが効くかとか電気が点くかという自転車の点検を行っており、不十分であれば直してくるように指導も行っているが、それに加えて、加入してないと自転車通学を許可できないというようなことは難しいなと思う。

【保護者の定義について】

- ・「保護者」に未成年者を監護する保護者と注釈があるが、親権者の元を離れて祖父母と暮らしている場合や親権者は父親だが実際は母親と暮らしているなど、法定代理人親権者と実際に監護養育しているものが違うこともある。保護者に対する義務が課せられているので、「監護する保護者」が誰かということが問題になってくる。
- ・義務と言いつつ、適正な利用の促進等、啓発を主旨とする罰則のない条例であれば、どういう方がその責任を負うべきなのかはっきりとイメージしやすい形で書く方が、実態として分かりやすいものができると思う。

【その他・条例全般について】

- ・本当は義務であるが、なかなか守っていただけないことを世の中に浸透させる方策として、マナーの良い方に対して優先的に駐輪場が使えるなど、社会的に有益性のある良い行動をされた方がメリットを享受できる制度設計が有効であり、専門家から情報提供を受けるなどして、できるだけメニューを丁寧に設計していただきたい。
- ・何かを奨励するために強力なことは賞を出すことである。例えばここに書かれていることに対して協力的に対応していただいた方や団体を表彰するなど。賞金までではなくても、これは企業にとっては非常に大きなことだと思う。既存のものがあるかもしれないが、促進に関わる条例であるため、そういうことまで書かれていてもおかしくはないと思う。

- ・ 条例の内容は社会的に悪いことを主張しているわけではないので、反対できないことであって、その点は議論にはならないと思われる。むしろ、条例を制定するとどのような影響が皆さんの生活に及ぶのかを理解した上で議論する必要がある。
- ・ PTA や学校と、交通安全団体が一緒になってできるような普及しやすい方法を、県や市町から示していただいて、一個一個行えば、普及が進むのではないか。
- ・ 高校生の自転車同士とか歩行者にぶつかるといった事故も多く発生していたので、条例をうまく活かしながら子供たちの安全を守っていけるようになればいいと思う。
- ・ サイクリングの施策やリスクを考えると、大きく4つに分けて考えている。一つは通勤、通学、子育てのために使う「普段乗り」。それと「仕事で自転車を活用する」場合。さらに、ロードバイクやクロスバイクで走る「スポーツサイクリング」、それとレンタルサイクルを借りる多くの方のようにのんびりと観光地を巡回するための「ポタリング」がある。それぞれで、ヘルメットや保険に対する考え方も、大きく違うケースが多いのではないかと思う。いわゆるサイクリングといっても、普段使いと観光サイクリング、スポーツサイクリングがあるということを皆様にもご理解いただいた上で、検討できたらいいと思う。
- ・ 現在、広島県ではヘルメットの着用が義務化されておらず、女性の観光客にとっては、髪型が崩れないのでいいことである。もちろん危険であるというリスクもあるが、そこが観光に影響しないかという点、そうでもないと思う。実際に、愛媛県側に行く人にはヘルメットを渡すが、被らずに自転車にぶら下げて走ることで余計に危険であり、それによる事故も起きている。そのような矛盾にも条例は対処しなければならない。
- ・ 例えば、しまなみ海道のサイクリストの半分はマイバイクであり、ほとんどが県外の方である。その方たちが、保険に加入していなかったら、入れるような環境を作るなど、そういうことまで考えた方がいいと思う。
- ・ 具体的な施策にブレイクダウンした時に通勤と観光の両方ともヘルメット着用、保険加入とを画一的にやってもいいのか、条例の運用にあたって矛盾がないように、事務局案を批判的に見ていく必要がある。